**平成２５年（フ）第１８７３号**
札幌市東区北21条東８丁目３番12号　北優マンション10号
債務者　酒井　秀忠
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１１号**
北海道紋別市南が丘町３丁目２番６―306号
債務者　山根　静和
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
旭川地方裁判所紋別支部

**平成２５年（フ）第２０６号**
群馬県高崎市飯塚町1190番地４　県住Ａ棟805号
債務者　池谷　富雄
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２５年（フ）第５２８号**
埼玉県川越市大字笠幡3770番地１
債務者　高野　伸二
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３４４号**
相模原市中央区相模原４丁目８番13号　ジョイフル相模原1002
債務者　市丸　真弓（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３５４号**
相模原市中央区弥栄２丁目２番１号　ディオール栄Ｉ402号室
債務者　小澤　　登
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３６２号**
相模原市中央区清新１丁目６番14号　二幸ビル201号
債務者　峯　　郁子（旧姓鉾屋）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３６４号**
相模原市南区相南３丁目21番21号
債務者　幸地希美子（旧姓福川）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３６２号**
静岡県駿東郡小山町菅沼743番地の13
債務者　小見山節子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第１７６３号**
愛知県東海市名和町中前後８番地の２　パークサイドサンアーバンＡ棟302号
債務者　伊藤　久夫（旧姓佐島）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５４号**
京都府亀岡市東つつじケ丘都台３―４―１市営つつじケ丘住宅Ａ棟508号、住民票上の住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目25番11号
債務者　西　　祐佳
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２５年（フ）第４３号**
京都府舞鶴市字上安久346番地１　府営住宅１棟202号
債務者　橋下　裕樹
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２５年（フ）第６７５号**
堺市東区日置荘西町５丁２番35号岡村方、前住所堺市東区日置荘西町５丁２番17号
債務者　髙松　俊江
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第９２８号**
堺市南区原山台５丁１番６―103号
債務者　大西　弘高
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第９７７号**
堺市堺区七道西町12番地11　フローラ堺６―108号
債務者　森　　正之
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第９８０号**
大阪府羽曳野市桃山台４丁目104番地の１―202
債務者　井脇　　操
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１４０号**
長崎県大村市竹松本町977番地３　プレジール堀溝Ｂ棟105号室、前住所長崎県大村市黒丸町596番地１
債務者　朝野　和広
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係